

2018年11月20日

お取引先 各位

日本製紙連合会

製紙業界の物流問題に関するお願い

平素は弊会及び会員各社に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、製紙各社は、お取引先様のご要望にお応えし、安全で効率的な配送を行うべく、協力会社と一体となり対応に努めておりますが、昨今社会問題となっております、トラック運送業における長時間の荷待ちや附帯作業の要請等、厳しい労働環境を要因としたドライバー不足による物流問題が、製紙業界においても顕在化しており、お取引先様への製品納入に支障を来すことが懸念されております。

このような状況を踏まえ、製紙業界では、経済産業省、国土交通省等の協力を得ながら、更なる効率化を推進し、トラック運送事業者が労働時間等のルールを遵守できるよう対策を講じてまいりますが、そのためには、お取引先様のご協力が不可欠でございます。

つきましては、長時間労働の是正、附帯作業の改善について、下記により、ご協力をお願いする次第でございます。何卒事情をご賢察の上、改めて製紙業界が直面する物流問題に、ご理解、ご協力を賜りますよう、切にお願い申し上げます。

記

❖ 長時間労働について

(荷卸し時間の厳守)
昨年7月1日より荷主の都合による30分以上の荷待ちは「乗務記録」に記載することが義務付けられております。国土交通省が「荷待ち時間のサンプル調査」を実施したところ、「紙・パルプ」がワースト3業種に含まれるとの結果が出されております。荷待ち時間を削減するため、荷卸しの時間帯を厳守して頂くようお願いいたします。
(発注条件と到着時間の設定)
発注・納入条件の急な変更はお控えください。また、運転手の安全を確保するため、休憩・休息時間を考慮した余裕のある到着時間の設定をお願いいたします。

❖ 附帯作業の要請について

(附帯作業の要請)
荷卸し現場での急な要請による作業依頼はお控えください。また、負担の大きい作業、安全上問題のある作業についても、見直しをご検討頂きますようお願いいたします。

❖ 危険を伴う作業の改善

(荷卸し作業)
トラックドライバー単独による荷卸し作業、荷台後方からリフトを使用せず緩衝材に落とす作業等、危険を伴う作業は、労働災害を防止するため、避けるようお願いいたします。
(フォークリフトによる作業)
公道上におけるフォークリフトでの荷役作業は、道路交通法で禁止されています。荷役作業時の法令遵守にご協力下さいますようお願いいたします。

以上